

プレス・リリース

平成18年10月24日

司法記者クラブ御中

鳥飼総合法律事務所
弁護士 鳥飼重和
同 堀 招子
同 木山泰嗣
Tel.03-3293-8833

各位

本日、最高裁判所第三小法廷におきまして、ストックオプションの行使利益を一時所得として申告したことには「正当な理由がある」から、納税者6名の方々に課されていた過少申告加算税は違法であるとして、処分の取り消しをする納税者の逆転勝訴判決がなされました。

本件につきましては、ストックオプションを行使して得た利益が所得税法上の一時所得に該当するか、それとも給与所得に該当するかが争点の一つでしたが、この争点に関しましては、平成17年1月25日に、最高裁判所第三小法廷（藤田宙靖裁判長）が給与所得とする判決を言い渡したところです。したがって、本件では、ストックオプションの行使利益が一時所得か給与所得かという争点は、上告受理決定の段階で排除されています。

しかし、ストックオプションの行使利益が一時所得か給与所得かという争点以上に本件で問題となったのは、従前、国税当局自らが「ストックオプションの行使利益は一時所得に該当する」という指導を納税者にしていたにも拘らず、何らの法改正、通達の発遣を行うことなく、いきなり給与所得に見解を変更し、税額を増額し、かつ、申告が過少であったとして過少申告加算税まで課税してきたことにあります。

過少申告加算税は行政罰であり、一般的に持たれるそのイメージは「本来払うべき税金を免れた」というものです。しかし、本件は、国税当局が10年以上もの間、「ストックオプションの行使利益は一時所得に該当する」と、多くの納税者に直接説明をし、また、当局の担当官等が執筆している書籍にも記述していたにも拘らず、何らの手続もせず、ある日突然、納税者に多額の負担を強いたのです。

ご存知のとおり、過少申告加算税は、納税者がそれを意識していたか否かに拘らず、税務署長が「申告が過少である」と認定しさえすれば課税することが出来ます。ただ、この「申告が過少であったことについて、正当な理由がある」と認められれば、過少申告加算税は課税されないこととなります。

プレス・リリース

しかし、この「正当な理由がある」という場合は、極めて限定的な場合にしか認められることはありません。すなわち、例外的な措置であるというのが従前の考え方の主流でした。

最高裁判所は、従前の判決の中で、過少申告加算税と正当な理由との関係について次のように述べています（平成18年4月20日判決）。

「過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置であり、主観的責任の追及という意味での制裁的な要素は重加算税に比して少ないものである。

国税通則法65条4項は、修正申告書の提出又は更正に基づき納付すべき税額に対して課される過少申告加算税につき、その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、その事実に対応する部分についてはこれを課さないこととしているが、過少申告加算税の上記の趣旨に照らせば、同項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である。

上記の通り、最高裁判所の判示は「正当な理由があると認められる場合」を非常に厳格に解釈しており、そのハードルは高いと言わざるを得ません。

しかし、今回、最高裁判所は、何の罪も無かった納税者に過少申告加算税を課すことは不当又は酷になると判断致しました。

この意義は極めて大きいと、私共、納税者の負託を受けて税務訴訟を闘う者として率直に感じました。

ストックオプション税務訴訟は、その提訴件数が100件を超えるという、まさに戦後最大の税務訴訟でありました。それだけ、今回の国税当局の処分は不当であり、酷であったということに他なりません。

最高裁判所は、この納税者の心からの訴えに真摯に応えてくれたものと言えます。

多くの時間と費用と精神的負担が強いられるなか、日本の未来を信じて提訴に踏み切った納税者の方々、厳しい情勢になっても最後まで戦うことをあきらめなかった当事者の方々に敬意を表します。

以上